

## (案)

## 世田谷区営住宅管理条例改正案

(資格要件)

第5条 区営住宅を使用することができる者(第5号に掲げる場合にあっては、現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)(以下「同居予定者」という。)を含む。)は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

(1)~(5) 省略

2・3 省略

4 区長は、相当と認めるときは、区営住宅を使用しようとする者が現に同居して共同生活を営み、又は共同生活を営むため同居しようとする同性者(規則で定める者に限る。) を同居予定者とみなすことができる。

5 前各項に定めるもののほか、区長は、特に必要があると認めるときは、区営住宅を使用することができる者の資格について必要な制限を加えることができる。

(使用料の減免等)

第12条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定めるところにより第10条第1項に規定する使用料を減額し、又は免除することができる。

(1) 収入の額(使用者若しくは同居する親族又は第5条第4号の規定により区長が同居予定者とみなした者であって現に同居するもの(以下この項においてこれらを「使用者等」という。))が疾病にかかり長期にわたり療養を要し、若しくは災害により容易に回復し難い損害を受けたため、特に費用を要する場合又はこれらに準ずる特別な事情がある場合にあっては、そのために要する費用として区長が認定した額を収入の額から控除した額。以下この号及び第3号において同じ。)が次の表の左欄に定める額である場合(次号に該当する場合を除く。) 同表右欄に定める額への減額

収入の額	減額後の額
42,000円以下	10,000円
42,000円を超え48,000円以下	12,000円
48,000円を超え54,000円以下	14,000円
54,000円を超え60,000円以下	16,000円
60,000円を超え65,000円以下	18,000円

(2) ~ (5) 省略

(6) 収入の額が158,000円以下で、かつ、次の事由のいずれかに該当する場合 使用料の5割に相当する額への減額

イ 省略

ロ 使用者等のうち一人が65歳以上で、かつ、疾病等のため常時就床の状況にある者で介護を必要とするものである場合

ハ 使用者等のうち一人が東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則(平成12年東京都規則第94号)別表第1から別表第3までに掲げる疾病にかかっている者で常時介護を必要とするものである場合

ニ 使用者等のうち一人が公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)第4条第4項の規定により公害医療手帳の交付を受けている者又は大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例(昭和47年東京都条例第117号)第2条に規定する疾病にかかっている者で、常時介護を必要とするものである場合

ホ 使用者等のうち一人が身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載さ

れている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級若しくは2級のもの、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている精神障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項の表の1級若しくは2級のもの又は東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日42民児精発第58号）第5条の規定により愛の手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている知的障害の程度が同要綱別表第1の1度から3度までのもので、介護を必要とするものである場合

(7) 省略

2～5 省略

#### 附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

### 世田谷区立特定公共賃貸住宅及び世田谷区立ファミリー住宅条例案

(資格要件)

第5条 特定公共賃貸住宅を使用しようとする者（第5号に掲げる場合にあっては、現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。（以下「同居予定者」という。）を含む。）は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。

(1) 省略

(2) 同居予定者があること。

(入居者資格)

第32条 子育て型住戸又は高齢型住戸を使用することができる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) ～ (5) 省略

2 省略

3 区長は、相当と認めるときは、子育て型住戸又は高齢型住戸を使用しようとする者が現に同居して共同生活を営み、又は共同生活を営むため同居しようとする同性者（規則で定める者に限る。）を同居予定者とみなすことができる。

4 第3項に定めるもののほか、子育て型住戸又は高齢型住戸を使用することができる者の要件は、必要に応じて規則で定める。

#### 附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

### 世田谷区立高齢者借上げ集合住宅条例案

(資格要件)

第4条 集合住宅を使用しようとする者は、次に掲げる資格要件のいずれも満たす区民でなければならない。

(1) ～ (7) 省略

2 前項第2号の規定にかかわらず、集合住宅の住戸面積及び設備を考慮して区長が相当と認めるときは、同項第4号及び第7号の資格要件を満たす60歳以上の同居の親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がいる者は、集合住宅を使用できるものとする。

3 第1項第2号の規定にかかわらず、区長は、相当と認めるときは、同項第4号及び

第7号の資格要件を満たす60歳以上の同居者(共同生活を営む同性者であって規則で定めるものに限る。)を有する者に集合住宅を使用させることができる。

(使用者の費用負担)

第13条 電気、ガス及び上下水道の費用並びに使用者又は第4条第2項若しくは第3項の規定により同居を認められた者(以下「同居者」という。)の責に帰すべき事由により生じた修繕に要する費用は、使用者の負担とする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。